

# 住宅の安全 チェック!

## 簡易耐震診断を受付

5)へ持参を。申込書は同課で配布。戸建住宅は印鑑と建築年度が分かる書類が必要。共同住宅や長屋などは問合せを。受付順 ※申込は住宅の所有者に限る

### 緊急輸送路沿道の建築物 耐震診断費用など補助

市は、今年度から緊急輸送路沿道の建築物の耐震診断・耐震補強設計にかかる費用に對して補助を行います。

これは、大地震発生後でも緊急輸送路として機能が發揮できるように、沿道建築物の倒壊による道路閉鎖を防ぐことを目的に行うものです。

申請方法・補助金額など問合せは建築指導課へ。

【対象建築物】次の全ての条件に該当するもの▽県地域防災計画で定められた緊急輸送路沿道の建築物(昭和56年5月以前に着工)▽建築物の高さが、建築物から緊急輸送路の境界線までの水平距離に6倍(道路幅が12倍を超えるときは道路幅の2分の1)を加えた距離を超えるもの

【費用】木造戸建住宅:30000円▽木造以外の戸建住宅:60000円 ※共同住宅や長屋などは問合せを

【申込】申込書など必要書類を建築指導課(市役所南館2階)0798・35・370

### 申込は7月18日まで

## 墓参バスの利用者募集

市と阪急バスは、8月13日(火)・14日(水)に運行する白水峡公園墓地への墓参バスの利用者を募集します。

両日とも運行経路・時間は同じです。

【運行経路・時間】午前8時20分に阪急西宮北口駅南広場バスターミナル↓8時半にJR西宮駅北側↓8時40分に市役所本庁舎前↓9時20分に白水峡公園墓地前。中央園地西

## 安全で快適な住まいへ

### バリアフリー化の費用助成

市は、住宅などをバリアフリー化(改造)する場合、費用の一部を助成しています。助成の対象になる工事は次のとおりです。

また、着工後の申請は受け付けませんので、必ず着工する前に各担当窓口へ問い合わせてください(㉑、㉒は11月29日に受付を終了します)。

#### ㉑ 特別型

①介護保険の要支援・要介護認定を受けた被保険者のいる世帯や、②介護保険の対象にならない身体障害者・療育手帳を交付されている者がいる世帯が、既存住宅を身体状況に応じたバリアフリー改造をする場合、助成対象工事費の3分の1以上を助成します。所得制限あり。

【担当】①の人は高齢福祉課(0798・35・3175)、②の人は障害福祉課(0798・35・3157)

③ 希望がある場合は記載を、人数、乗車場所(阪急西宮北口駅)か「JR西宮駅」か「市役所本庁舎前」、下車場所(「墓地前」か「中央園地西側」)を書き、7月18日(消印有効)までに西宮市都市整備

【担当】①の人は高齢福祉課(0798・35・3175)、②の人は障害福祉課(0798・35・3157)

【担当】住宅政策課(0798・35・3761)

【共同住宅(分譲共用型)】1棟21戸以上の分譲マンションの管理組合が、共用部分を高齢者等に配慮した改造工事を行う場合、助成対象工事費の3分の1を助成します(平成14年10月1日以降に建築されたもの、1棟51戸以上で5年10月1日以降に建築されたものは助成対象外)。

【担当】住宅政策課(0798・35・3761)

【特別型】①介護保険の要支援・要介護認定を受けた被保険者のいる世帯や、②介護保険の対象にならない身体障害者・療育手帳を交付されている者がいる世帯が、既存住宅を身体状況に応じたバリアフリー改造をする場合、助成対象工事費の3分の1以上を助成します。所得制限あり。

【共同住宅(分譲共用型)】1棟21戸以上の分譲マンションの管理組合が、共用部分を高齢者等に配慮した改造工事を行う場合、助成対象工事費の3分の1を助成します(平成14年10月1日以降に建築されたもの、1棟51戸以上で5年10月1日以降に建築されたものは助成対象外)。

【担当】住宅政策課(0798・35・3761)

【特別型】①介護保険の要支援・要介護認定を受けた被保険者のいる世帯や、②介護保険の対象にならない身体障害者・療育手帳を交付されている者がいる世帯が、既存住宅を身体状況に応じたバリアフリー改造をする場合、助成対象工事費の3分の1以上を助成します。所得制限あり。

#### ㉒ 一般型

㉑以外で、60歳以上の人と同居の世帯が、既存住宅を高齢者などに配慮した住宅に改造する場合、助成対象工事費の3分の1を助成します。

なお、あんしん賃貸住宅として登録されている既存民間住宅の所有者も対象です。所得制限あり。

【担当】住宅政策課(0798・35・3761)

【共同住宅(分譲共用型)】1棟21戸以上の分譲マンションの管理組合が、共用部分を高齢者等に配慮した改造工事を行う場合、助成対象工事費の3分の1を助成します(平成14年10月1日以降に建築されたもの、1棟51戸以上で5年10月1日以降に建築されたものは助成対象外)。

【担当】住宅政策課(0798・35・3761)

【特別型】①介護保険の要支援・要介護認定を受けた被保険者のいる世帯や、②介護保険の対象にならない身体障害者・療育手帳を交付されている者がいる世帯が、既存住宅を身体状況に応じたバリアフリー改造をする場合、助成対象工事費の3分の1以上を助成します。所得制限あり。

【共同住宅(分譲共用型)】1棟21戸以上の分譲マンションの管理組合が、共用部分を高齢者等に配慮した改造工事を行う場合、助成対象工事費の3分の1を助成します(平成14年10月1日以降に建築されたもの、1棟51戸以上で5年10月1日以降に建築されたものは助成対象外)。

【担当】住宅政策課(0798・35・3761)

【特別型】①介護保険の要支援・要介護認定を受けた被保険者のいる世帯や、②介護保険の対象にならない身体障害者・療育手帳を交付されている者がいる世帯が、既存住宅を身体状況に応じたバリアフリー改造をする場合、助成対象工事費の3分の1以上を助成します。所得制限あり。

【共同住宅(分譲共用型)】1棟21戸以上の分譲マンションの管理組合が、共用部分を高齢者等に配慮した改造工事を行う場合、助成対象工事費の3分の1を助成します(平成14年10月1日以降に建築されたもの、1棟51戸以上で5年10月1日以降に建築されたものは助成対象外)。

【担当】住宅政策課(0798・35・3761)

【特別型】①介護保険の要支援・要介護認定を受けた被保険者のいる世帯や、②介護保険の対象にならない身体障害者・療育手帳を交付されている者がいる世帯が、既存住宅を身体状況に応じたバリアフリー改造をする場合、助成対象工事費の3分の1以上を助成します。所得制限あり。

【共同住宅(分譲共用型)】1棟21戸以上の分譲マンションの管理組合が、共用部分を高齢者等に配慮した改造工事を行う場合、助成対象工事費の3分の1を助成します(平成14年10月1日以降に建築されたもの、1棟51戸以上で5年10月1日以降に建築されたものは助成対象外)。

【担当】住宅政策課(0798・35・3761)



#### 市から

地域のつどい場開設等に「住まぐじくり」専門家派遣

市は、空き家やマンションの集居室などを活用し、コミュニティの拠点としてつどい場を開設しようとする市民・団体、環境と共生する住まい学習に取り組む団体などに対して、「宮っ子のいえアドバイザー(住まぐじくりの専門家)」を派遣します。

詳しくは市のホームページ(くらしの情報)「住宅」各種支援)をご覧ください。

問合せは住宅政策課(0798・35・3778)へ。

花火は時間と場所を考えて

市は、「快適な市民生活の確保に関する条例」により、午後10時～翌朝6時は、公共の場所での打ち上げ花火や大きな音の出る花火などを禁止しています。近隣の迷惑にならないようルールを守り、ごみは必ず持ち帰りましょう。

問合せは環境学習都市推進課(0798・49・6401)へ。

市は、「快適な市民生活の確保に関する条例」により、午後10時～翌朝6時は、公共の場所での打ち上げ花火や大きな音の出る花火などを禁止しています。近隣の迷惑にならないようルールを守り、ごみは必ず持ち帰りましょう。

問合せは環境学習都市推進課(0798・49・6401)へ。

市は、「快適な市民生活の確保に関する条例」により、午後10時～翌朝6時は、公共の場所での打ち上げ花火や大きな音の出る花火などを禁止しています。近隣の迷惑にならないようルールを守り、ごみは必ず持ち帰りましょう。

問合せは環境学習都市推進課(0798・49・6401)へ。

市は、「快適な市民生活の確保に関する条例」により、午後10時～翌朝6時は、公共の場所での打ち上げ花火や大きな音の出る花火などを禁止しています。近隣の迷惑にならないようルールを守り、ごみは必ず持ち帰りましょう。

問合せは環境学習都市推進課(0798・49・6401)へ。

市は、「快適な市民生活の確保に関する条例」により、午後10時～翌朝6時は、公共の場所での打ち上げ花火や大きな音の出る花火などを禁止しています。近隣の迷惑にならないようルールを守り、ごみは必ず持ち帰りましょう。

問合せは環境学習都市推進課(0798・49・6401)へ。

### 固定資産税・都市計画税 第2期納期限は7月31日

市税は必ず納期限までに納付してください。また、納付には便利な口座振替をぜひ利用してください。

問合せは課税については資産税課(0798・35・3269)、納税については納税課(0798・35・3287)へ。

### 自治会調査にご協力を

市は、地域コミュニティにおける施策の推進や状況把握のため、市内の自治会・町内会の会長宛てに「地域自治団体調査」を行っています。

市が確認できていない団体もありますので、調査票が届いていない場合は、市民協働推進課(0798・35・3197)へ問合せを。

### ◆天道町・中島町での地籍調査(官民境界等先行調査)にご協力を

市は、官民境界等先行調査にご協力を、市民の皆さんの土地と市の道路・水路等との境界を確認・調査するため、7月10日～来年3月上旬に測量を実施。問合せは土木調査課(0798・35・3675)へ

### ◆牛海綿状脳症(BSE)検査の対象が月齢48カ月以上に改正

7月から月齢48カ月以上に

### ◆官公署から

◆ゴルフ場利用税は県や市の貴重な財源です。ゴルフ場利用税は、収入の7割がゴルフ場が所在する市町の地域振興に役立てられています。問合せは東西宮県税事務所(0798・39・1528)へ

### ◆その他

◆サマージャンボ宝くじ(市町村振興宝くじ)発売期間は7月10日～8月2日。収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに活用。県内の宝くじ売り場でお買い求めを。問合せは兵庫県市町村振興協会(078・322・1151)へ

### ◆9月から今津港町に地域密着型特別養護老人ホーム

市は、今津港町に地域密着型特別養護老人ホーム

### ◆サマージャンボ宝くじ(市町村振興宝くじ)発売

期間は7月10日～8月2日。収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに活用。県内の宝くじ売り場でお買い求めを。問合せは兵庫県市町村振興協会(078・322・1151)へ

### ◆9月から今津港町に地域密着型特別養護老人ホーム

市は、今津港町に地域密着型特別養護老人ホーム

### いまづ聖徳園が開設 対象は要介護1～5の認定を受けている人。入所希望者は140円切手を貼った返信用封筒(角2サイズ)を同封して、にしのみや聖徳園(〒663-18006段上町6丁目24-1)0798・54・8885)に資料の請求を

### 善意の寄託

【4月分】《市宛て》★「青い鳥福祉基金へ」村田泰造、宮水学園音楽コース、こぼと幼稚園保護者会、匿名1件 合計1万9010円

《社会福祉協議会宛て》★善意銀行 匿名1件1146万円 1087円 ★物品の寄付 匿名1件(紙おしめ、ふきとり布)

(敬称略)

市は、今津港町に地域密着型特別養護老人ホーム

市は、今津港町に地域密着型特別養護老人ホーム

市は、今津港町に地域密着型特別養護老人ホーム

市は、今津港町に地域密着型特別養護老人ホーム

市は、今津港町に地域密着型特別養護老人ホーム

市は、今津港町に地域密着型特別養護老人ホーム

市は、今津港町に地域密着型特別養護老人ホーム

市は、今津港町に地域密着型特別養護老人ホーム

市は、今津港町に地域密着型特別養護老人ホーム

市は、今津港町に地域密着型特別養護老人ホーム

市は、今津港町に地域密着型特別養護老人ホーム

市は、今津港町に地域密着型特別養護老人ホーム

市は、今津港町に地域密着型特別養護老人ホーム

## 7月21日は県知事選挙、参議院通常選挙の投票日

7月21日(日)は県知事選挙および参議院通常選挙の投票日です。

当日投票所へ行けない人は、期日前投票ができます。

また、投票日当日の午前10時、午後4時に市内全域の防災スピーカーで投票を呼びかけます。ご理解とご協力をお願いします。

問合せは選挙管理委員会(0798・35・3732)へ。

【期日前投票場所・時間】①選挙管理委員会(市役所東館7階)、②塩瀬支所、③西宮市大学交流センター…7月20日(土)までの午前8時半(③は10時)～午後8時▷鳴尾・甲東・山口支所、瓦木公民館…7月12日(金)～20日(土)の午前8時半～午後8時

## 消費生活ガイド

●相談事例● 「以前に申込のあった健康食品を代金引換で送る」と電話があった。注文した覚えがないので断ったが、「そんなはずはない。確かに注文している」と怖い口調ですごまれ、数日後に商品が送られてきた。どうすればよいか。

●アドバイス● あたかも以前に商品購入の申込をしたと思わせるように、消費者を誤認させて商品

トラブルにあったら消費生活センターに相談を。0798・64・0999

注文した覚えのない健康食品を購入させる手口です。注文していない場合は、あいまいな返事をせず、きっぱりと断りましょう。それでも、一方的に送りつけられたら、配送業者に受け取り拒否を申し出てください。商品を受け取ってしまった場合は、業者に引き取り依頼の連絡をした日から1週間、連絡しない場合は、商品送付のあった日から2週間保管すれば、処分しても構いません。